

# 被害者支援を考える

～被害者が真に望む支援とは～

第1分科会 コーディネーター 西井啓二

## 1 隠れている子どもへの性的虐待

1990（平成20）年に厚生省（当時）が子ども虐待の統計を取り始めました。それまで埋もれていた子ども虐待に対して本格的に取り組もうとしたこと、その後社会的関心が高まり、「児童の虐待の防止に関する法律（子ども虐待防止法）」が制定されています。これが日本の社会が虐待を発見し、現在に至る経過です。その後、児童相談所虐待対応件数が毎年、発表されています。2018（平成30）年度は、159,850件（速報値）となり、統計のスタート時に比べると爆発的に増加していますが、それまで不登校や非行と区分されていた事案にも、虐待が背景となっている事例が生じていることから、虐待相談と分類されることや、虐待そのものの増加も要素となっています（参考：川崎二三彦 2008年 現代のエスプリ「加害者臨床」）。

ここでは、性的虐待に着目します。

### 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成30年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成21年度	17,371 (39.3%)	15,185 (34.3%)	1,350 (3.1%)	10,305 (23.3%)	44,211 (100.0%)
平成22年度	21,559 (38.2%)	18,352 (32.5%)	1,405 (2.5%)	15,068 (26.7%)	56,384 (100.0%)
平成23年度	21,942 (36.6%)	18,847 (31.5%)	1,460 (2.4%)	17,670 (29.5%)	59,919 (100.0%)
平成24年度	23,579 (35.4%)	19,250 (28.9%)	1,449 (2.2%)	22,423 (33.6%)	66,701 (100.0%)
平成25年度	24,245 (32.9%)	19,627 (26.6%)	1,582 (2.1%)	28,348 (38.4%)	73,802 (100.0%)
平成26年度	26,181 (29.4%)	22,455 (25.2%)	1,520 (1.7%)	38,775 (43.6%)	88,931 (100.0%)
平成27年度	28,621 (27.7%)	24,444 (23.7%)	1,521 (1.5%)	48,700 (47.2%)	103,286 (100.0%)
平成28年度	31,925 (26.0%)	25,842 (21.1%)	1,622 (1.3%)	63,186 (51.5%)	122,575 (100.0%)
平成29年度	33,223 (24.8%)	26,821 (20.0%)	1,537 (1.1%)	72,197 (54.0%)	133,778 (100.0%)
平成30年度 (速報値)	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。  
※ 平成30年度の件数は、速報値のため今後変更があり得る。

厚生労働省ホームページから引用

令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料

虐待相談の内容別件数で、性的虐待は増加しているとはいえ、全体の1～3%程度で留まっています。相談件数なので実際に被害を受けている子どもの人数とは違っています。子どもと女性の相談の現場では、まだまだ子どもの性的虐待が埋もれていると想像しています。10倍あるいは50倍の性的虐待があっても不思議はありません。

先に「社会は子ども虐待を発見した」と引用しましたが、まだ社会は子どもの性的虐待の発見に至っていないとの仮説が成り立ちます。また、性的虐待は性行為のみではなく、わいせつ行為や児童ポルノの被写体にする等々を含みます。性的虐待の相談件数はまったく氷山の一角ともなっていないと言って差し支えないでしょう

## 2 性暴力被害、子どもと大人

基本的に被害者・児童の立場は同じと考えています。新聞記事が目にとまりました。セクハラや性暴力被害の問題にとりくんでいらっしゃる角田由紀子さん（弁護士）へのインタビューが掲載されていました。

性暴力に抗議する「フラワーデモ」が広がり、たくさんの若者が参加しているのを見た角田さんは「性暴力被害者のことは知っているつもりでした。でも、私が知っているのは、司法にたどり着くことが出来た人たち。その手前で、被害について話すことさえ難しかった人がこんなにもたくさんいて・・・」と答えています。さらに「日本の刑法では被害者の意思に反したことが明らかな性行為でもそれだけで罪に問えないのです。」と続けています。暴行などは『相手の抵抗を著しく困難にする程度』の強さが必要だと、と解釈されてきたのです。」とのこと。法律論だけでなく文化も影響していると思いますが、「『ノーという判断 女性はできない』それが日本の司法」と見出しがつけられていました。（参考 令和元年9月6日付 朝日新聞 インタビュー「性暴力が無罪になる国」）

圧倒的に強い立場の親（特に父親）がことさら暴力を使わず、おだやかな威圧でも子ども（特に女兒）に性的虐待を加害することが容易であることは想像が付きまします。

近年になってやっと成人（女性）の性暴力被害についての発言が増えてきました。成人でさえこの状況でありながら、被害がその子どもに及ぼす重大な影響を議論されてもその実態についてはなかなか着目されないのが実情です。まさに子ども達は性被害について「ノーと言えない」状況に陥っています。背景となっている大人社会の性暴力の理解や文化そのものを変えてゆくこと、同時に子ども達が安心して性虐待被害を相談し、共に歩んでくれる支援者を必要としています。それが大人の役割なのだと思います。

## 3 心理的虐待・教育虐待・体罰

近年の心理的虐待通告の増加要因は、子どもの家庭での配偶者間の暴力（面前DV）について警察からの通告が増加したとされています（厚生労働省 令和元年度全国児童相談所長会議資料）。

一方で日本子ども虐待防止学会は「子どもの受忍限度を超えて勉強させるのは『教育虐待』になる。」という見解を提示しています。高学歴・高偏差値尊重の社会で「あなたのためだから・・・」という大義名分で保護者・親が常識的な程度を越えて子どもに課題（勉強）を強いるというものです。2016年8月には、中学受験を控えた12歳の息子が命じた課題をしていなかったという理由で父親が息子を包丁で刺し殺すという事件が起きています（名古屋地裁 傷害致死罪 懲役13年）。このように教育虐待の多くは、身体的虐待を伴います。求められた課題をサボると体罰が加えられるということです。教育の名で自分の子どもを殺すことは理解しがたいことですが、殺人まで至らなければ美談にもなりうるのかも知れないことなのです。

教育虐待の加害者（親）の失敗には2種類想像が出来ます。ひとつは、親の目標を子どもが達成できなかったときです（例えば中学受験の失敗）。もうひとつは、子ども自体をダメにしてしまうことにあると思います（虐待の結果、成長発達に障害が生じる）。

2020（令和2年）4月に施行される改正児童福祉法では「親は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされています。まだまだ、議論が不十分で民法上の

懲戒権（親権）との関連が整理されず矛盾をはらんでいます。

「体罰に教育的効果はあるのか」という議論は、終わっているはずなのですが、実際には心理的虐待・教育虐待に連続する体罰が「ある」ことは間違いありません。体罰を肯定する一部の方は、「あの時、体罰があったから自分は立ち直った。」「今の自分の成功は、厳しい親がいたからこそ」という美談で飾られています。しかし、体罰を肯定する方々の多くは、自身の成功や勝利を「体罰」と関連づけています。つまり、勝利者が体罰肯定を宣言しているのです。勝利者がいる場合には敗者も存在しますから、「体罰のせいで人生を誤った。」「あの時の体罰がなければ違う人生があった。」と主張する敗者はいらっしゃるのでしょうかが目立たないのです。体罰は科学ではありません。誤った信仰なのかもしれません。体罰には教育効果があると立証されていません。成功例だけをあげて効果があると結論づけるのは無理があります。また、体罰は、その質と量・程度や方法を標準化できません。このような体罰をこれくらいの程度で与えたら効果があるという説明は無理です。なによりも体罰をする側は圧倒的に有利な立場で子どもに反撃の機会も与えません。

芸術やスポーツの分野でも、熱意・熱血・根性・血と涙と汗。そして青春をかけて戦う姿がやはり、美談となっています。同じように美談として「体罰を否定したコーチ」もいます。芸術・スポーツの分野でも教育虐待が適用されるのか議論が分かれるところですが、体罰があれば虐待ですが、体罰がなくても、過度の課題や目標を掲げた指導に名を借りた教育虐待だと思います。なによりも、麻薬と同じく「体罰（暴力）には効果がある」と思い込むとより強い刺激でなければ満足できなくなることが問題なのです。

#### 4 ト라우マ (Trauma)、心理的外傷体験、フラッシュバック (flashback)

極度のストレス（心の痛み）を経験するとそれがトラウマ（心理的外傷体験）になって、心（脳）に刻み込まれるということです。震災を経験した方がちょっとした物音に驚いたり、時には過呼吸に陥ったりということを経験したことがあります。立ってられないほど住居が揺れる地震に遭遇すると大きなストレスが生じます。これは自分の命を守るための正常な反応ですが、出来事が終わってからも、心の刻印だけが残ります。その後、関連する情報に出会ったとき（例えば震災の報道に接する等）に地震に遭遇したときと同じ極度のストレスに襲われるというのがフラッシュバック（トラウマの再現）です。時には関連する出来事がないのにフラッシュバックが生じるという場合もあります。つまり、外的な刺激がないのに心理的な反応だけが生じるということです。フラッシュバックがなければ、トラウマと言わないのかということとそうでもなく、極度のストレス（人によって感じ方が違います。）は、何らかのトラウマとなって心に刻まれていますから随分と時間が経ってご本人も忘れていたような（記憶にない）出来事にフラッシュバックが起きるといったケースもあるようです。勿論、これは人の脳の優れた機能で有り同時に防衛の機能なのです。

#### 5 PTSD (Post Traumatic Stress Disorder 心的外傷体験後ストレス障害)

どのような暴力・虐待、性的虐待、性暴力も、一度の体験でトラウマとなり、フラッシュバックを引き起こすことがあります。このようなトラウマとなりうる体験が一度ではなく長い期間に何度も繰り返されることによって起こる心的外傷の症状を「複雑性P

TSD」と区別されているようです。こういう場合には様々な症状が現れます。自覚できる症状やそうでないものもあるようです。なにより、専門医のサポートが必要です（参考 中島幸子 マイ・レジリエンス）。いろいろな場面でいろいろな症状が現れるようです。たくさんの解説書がありますから、気になった情報を確かめて正しく理解してくださることをお勧めします。

## 6 虐待の連鎖

虐待の加害者（親）の話聞いてみると親自身が虐待の被害者であったということがよくあります。子どもの頃に虐待にさらされ、やがて親となって自分の子どもを虐待することを「虐待の連鎖」といいます。「自分も親に厳しく育てられたから子どもを厳しく育てる」というような話し合いで解決できそうなこともあります。加害者（親）の育てられ方によって、なんらかの心の問題や痛み、その他の要素が複雑に組み合わさっていると考えられます。

近年の研究では、子どもの虐待は、脳の成長に大きく影響すると言われています。

詳細を省きますが虐待という過酷な環境で成長することがサバイバルです。戦争・飢餓・疫病、虐待がストレスとなり、このときホルモンの量がほんのわずかに変化し、子どもの脳の配線を永久に変えてしまう。そして他人の不幸を喜ぶような冷酷な世界でも生き抜けるように適応しうるのだとの研究もあります。（別冊日経サイエンス 脳から見た心の世界 part 2 M.H. タイチャー 「児童虐待が脳に残す傷」）。他にも様々な研究があり、虐待環境は子どもの成長や発達に影響を与えるのは間違いありません。そして何よりも子どもは虐待の被害者となることで虐待を学ぶことになります。親となった時に一人一人が違ったシステムで虐待の連鎖が生じるのだと思います。

ただし、虐待環境で成長したから必ず虐待する加害者（親）になるものではありません。虐待を受けながら素敵な親になっている方をたくさん知っています。虐待環境であっても、その後の体験で偏りから回復することは可能です。生き延びてきたこと、親になったことを素晴らしいことだと受け止める勇気と支援者が必要なのだと思います。

## 7 二次被害（加害）

虐待対応や支援の専門家であっても、性的虐待への対応は、極めて慎重を期す必要があります。①子どもが被害を自覚していない場合。あるいは、②ある程度成長し、重大なことでないと気付いても、相談する相手が見つからない場合。③子ども自身が家庭と家族の崩壊を予想して相談することをためらう場合。④加害者から秘密にするよう強制されている場合。⑤相談することで更にひどい加害を子どもが予想する場合。⑥加害者に完璧に支配されている場合。等々、様々な要素が考えられますが性的虐待被害の子どもが支援者の元にたどり着くことは、多数の障害があり、更にとても距離があるということです。それだけに子ども自身の悩みや心の傷付きは、大きく深いのです。

このように虐待環境の子どもが自分で助けを発信することは、とても難しいことです。特に性的虐待の子どもには、周辺の大人が気付いてあげることが重要です。成人の性暴力と同様に被害状況を質問されたり、打ち明けることは、被害を再体験することでもあり、傷ついた子どもを更に傷つけるという二次被害が生じることがあります。今回のフォーラムでは、第2分科会で二次被害を避けるための「司法面接」がテーマとなってい

ます。二次被害は支援者が無自覚です。十分なトレーニングを受けたうえでの聞き取りと慎重さが必要です。

## 8 解離

解離とは「通常は統合されている意識、記憶、同一性、周囲の知覚などの機能」が失われる失われる状態である。私が私でないような、ここにいるのに周囲と切り離されているような感覚だ。それは特に虐待などのトラウマ的な出来事、課家K津市がたい人間関係の問題などの心因性の要因」から生まれるという（落合滋之監修「精神神経疾患ビジュアルブック」）。（引用：山本潤 「13歳、「私」をなくした私」）

## 9 解離性同一性障害・D I D (Dissociative Identity Disorder)

現在D I Dと認識されている症状は、かつては多重人格障害(M P D)と考えられていたものであり、いまでもよくその名称が使われている。しかし実際には、M P DはD I Dの極端な症状の一つである。『精神障害の診断と統計の手引き』第四版（通称 D M S - IV）理によれば、正式なD I Dの診断には以下のことが必要である。

- ・三つ以上に分離したアイデンティティや人格の存在(状況や自己について感知し、関連づけ、思考するやや継続的な様式をそれぞれ有している)。
- ・これらアイデンティティや人格の状態のうち、少なくとも二つが何度も行動を規定する。
- ・通常の忘却とは説明できないほどの、重要な個人的な情報の記憶の喪失。
- ・混乱が、ある物質による直接的な生理的影響(たとえば飲酒による記憶の喪失や無秩序な行動)や一般的な医学的な状態(例えば複雑部分発作)ではない。(注意)子どもの場合は、症状を想像上の仲間や空想的な遊戯に帰すことができない。

(引用：「私の中のわたしたち」 オルガ・トゥルヒーヨ 著)

-----  
第1分科会での発表や意見交換での「言葉の説明」を掲載しました。それぞれの説明は、発表者が更に詳しく、あるいは間違った説明を訂正してくださると思います。

また、各項目の説明内容には、鳥取県庁家庭支援課 児童養護・D V担当係長 森直樹さんのご協力をいただきました。

特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク鳥取とは

子どもの虐待の防止のための啓発や子育て支援活動をしています。虐待からの子どもの救出とその後の援助活動をしています。鳥取県内の各市町村要保護児童対策地域協議会、各児童相談所と協力して、様々な活動を行っています。平成12年3月に発足しました。

英文名を Child Abuse Prevention Tottori Association としています。C A P T A (キャプタ)で検索してください。

公式ホームページ <http://npo-capta.org/>

F a c e b o o k <https://www.facebook.com/npo.CAPTA/>

F a c e b o o k <https://www.facebook.com/keiji.nishii.7>